時事新報

英國の擧動如何

東洋に於ける露國の勢力は日にます／＼伸張して潮の陸地を侵すが如く漸く世界の政治地圖を變ぜんとするの勢あるが如し之に對する日本の經營は自から存するあるとして我輩の知らんと欲する所のものは英國が如何なる手段を以て其勢に應ぜんとするかの一事なり抑も露國が東洋に勢力を占むるは單に東洋諸國の利害のみならず世界の列國就中英國の利害に覿面の關係なきを得ず政治上は勿論、文明の性質より云ふも歷史上自然の傾向より云ふも英露の二國は永久反目の因縁を有するものにして或は昨今英人の一部に行はるゝ英露同盟說をして萬一實際に行はれしむることありとするも其同盟は一時の同盟にして決して永遠に維持す可らず假りに一歩を讓り兩國の同盟にして案外に永續することもありとせんか是れぞ取りも直さず英國が他の意を迎へて其歡心を求むるの結果に外ならざれば之と同時に英は世界に對して信用を失ひ或は現在の地位を保つこと能はざるに至るやも知る可らず左れば英國にして東西の與國をして依然己を信じて利害を共にせしめんと欲せば露に對して寸分も讓ることなく飽までも東洋の覇權を爭ふの覺悟なかる可らず他國人の見る所尙ほ且つ斯くの如し況んや其本國人に於てをや彼の露國が獨佛の二國と聯合して日清の平和條約に干涉したる時に當り英國は全く傍觀して一指だも動かさゞりしを見て東洋在留の同國人等が悲憤慷慨したるも自から禁れなきに非ざるなり然りと雖も英國は自から英國なり何かの機會に乘じて此局面を一變するの姿勢を取ることならんとは一般に期したる所なるに爾來何等の目ざましき擧動もなきに引換え露の運動はます／＼敏活にして已に山東省の要港たる膠州灣を支那より借受けて二十餘艘の軍艦を碇泊せしめ六千のコサック兵を上陸せしめたりと云ふ其傍若無人眼中既に英人なきの有樣を見るべし又セント ピータースボルクにて發刊するノヴヲ ウレーミヤ新聞は露國の勢力を印度洋に樹立せんがためスマトラ嶋の近傍なるプロポビ嶋を和蘭より買ひ受く可しと論せり是れ又新聞紙の一家言にあらずして自から軍事部內の意見を代表するものなりと云ふ露が此くまでに勢力を逞ふするに當り英は如何なる手段を以て之に對し以て其地位を維持せんとするか千八百八十九年英露の間に事あらんとするや英國政府は其東洋艦隊司令官をして一電令の下に巨文嶋を占領せしめたるは我輩が英國外交の機敏勇斷を證する一例として記憶する所なるが膠州灣借受に對する反抗運動の今尙ほ起らざるものは如何なる次第ぞや前後を比較して聊か怪訝に堪へざる所なり英國にして果して既得の信用を失はず世界の表面に現在の地位勢力を維持せんとするには今日に於て明白大膽の擧動に出で英國は決して[illegible]たるにあらず又決して露國を憚かる者にあらざるの事實を發表して世人の疑惑を一掃するのみ肝要[illegible]思ふに英當路の政治家には必ず成算の存するあることならん[illegible]我輩の敢て知らんと欲する所なり

雜報

○清國新開港場視察記

堀井卯之助

長江沿岸の各開港場

沙市の居留地

沙市の居留地撰定に關する清國政府の委員は荊州道臺周懋琦氏にして宜昌稅務司シヨツト氏は顧問として出張し居れり珍田總領事の着後兩者の間に往復少なからざりしも最初は所謂支那の虛禮に止まり其後始めて道臺の案內により先方にて指定せる居留地を巡視せり此地は單に長江の幹線に沿ひたるまでにして支流、運河等の貫通するものなく從て居留地も夫是撰定するの必要なきもの〻如し蘇州、杭州の如きは水運の脈絡縱橫恰も蛛網を布くが如くなれば居留地を撰定せんとするに當りては或は甲所と乙地とを比較し或は甲河と乙流の深淺を量り商業上最も便利多き處を撰ばざるを得ず為めに我の主張する處彼の意に反し彼の豫定したる地、我の望に副はざる事あり然るに沙市の地勢は前記の如くにして清國委員の指定したる處は現時の沙市市街と相連りて少しく下流に沿ひ招商局、怡和洋行、太古洋行三會社の建築地に接し居留地としては最も適當なりと言はざるを得ず若し强て欠點を求むれば三會社の為めに既に建築地を決定されたる一事にして為めに我居留地は其下流に決定せざるを得ず單に之を見れば更に不可なきもの〻如くなれども下流に沿ひたる個所は地勢漸く低く冬期は浸水の憂なきも夏時水嵩の加はるに從ひ其內の幾分は水害を被るの恐れあり余が滯在中總領事と道臺の間には未だ談判の纏まりたる樣子なく其後如何に決定されたるやを知らずと雖も恐らくは前記指定の個所を以て居留地と決定したるならんか何となれば最も市街に接近したる沿岸の個所に居留地を設けんとすれば同地の外、更に取るべき餘地なければなり夏時浸水の害の如きは或は波止場を造り或は堤防を築きて之を豫防するを得べく且し幸に其害なき地を撰ぶとするも波止場、堤防等商業上必要の機關備はらざる上は居留地の繁榮を望むを得ず酷に之を評すれば一帶の地を劃するのみにて更に文明的人工を加へざるが如き居留地は望ましきものに非ず

沙市の通用貨

上海附近にて銅錢千文に相當する墨西哥銀貨一弗は沙市に於ては九百二十文內外に通用するのみ漢口にても既に墨西哥銀貨の價安く上流に溯るに從ひ兩銀、銅錢の外、使用せざるに至る現に沙市の如きも小資商店にては一切外國銀貨を用ひず因て已むなく兩替屋に就きて兩銀若しくは銅錢と交換せざるを得ず交換の間に幾んでもなき損失を被る事あり日清貿易を營むもの〻最も注意すべきは清國に通用する貨幣の性質を究むるの一事なるべし

沙市を發して歸途に就く

人生行旅に老ゆとは誰れの言にや余は此兩三年旅より旅にさまよふ內に玆に又明治二十九年の新春を清國沙市に於て迎ふる事となれり珍田稻原の二氏と卓を圍みて先づ年始の祝賀を述べ三鞭酒に微醉を帶び遙に帝都の空を眺め戰勝後の新春は如何に賑かなるかを想像したりき旅にある身も今日一日は何となく長閑にして互に話し合ふ內何時しか日暮れ二日と過ぎ三日と消え遂に五日に至り宜昌より汽船快利號の沙市に著し直に漢口に向ふ事を確めたれば午後二時半二氏に別を告げ永々の厚情を陳謝して同號に乘込み七日午後六時四十分無事漢口に着せり

○清國輸入本邦酒烟草免稅

本邦より清國に輸入する酒、烟草無稅通關の件に附き清國駐劄林特命全權公使及び在上海帝國總領事館事務代理領事官補永瀧久吉氏より其筋へ左の如く報告ありしと云ふ

林特命全權公使報告(廿八年十二月十八日附)

本邦人輸入の日本酒、烟草等上海稅關に於ては從前の如く課稅を主張せる旨在上海總領事館事務代理永瀧久吉より申報ありしを以て右は馬關條約第六款の明文に違背する旨本月九日當國總理各國事務衙門に照會したるに該衙門より日清通商條約議定前は各國條約に照し免稅方該稅關に電訓せし旨照復あり

大清欽命總理各國事務王大臣爲照復事、光緒二十一年十月二十三日、接准貴大臣照稱、所有外國酒烟等項進出口、貴國皆准免稅、由來已久、乃據駐滬總領事詳、江海關道復稱、未奉飭知明文、碍難照辦等因、是與講和條約第六款云云等語不相符、照請電飭該關、照約辦理等因前來、查中國與
貴國、通商條約、尙未議定、所有外國烟酒等項、自應先照各國條約、免納進口稅、本衙門、已電飭江海關道、查照辦理、相應照復
貴大臣可也、須至照會者
右照會
大日本國欽差全權大臣男爵林
光緒二十一年十月二十七日 (我二十八年十二月十三日)

領事官補永瀧久吉報告 (二十八年十二月十七日附)

當國に輸入する日本酒及び煙草は媾和條約の結果に據り無論無稅を以て通關すべきものなるに上海海關に於ては本邦商人輸入の日本酒に對し從前の如く課稅を主張せるに附き別記甲號寫の如く道臺に照會せしに該件に附きては未だ上憲より命達なきを以て照會に應じ難き旨別記乙號寫の如く回答あり依て丙號寫の如く重て照會し同時に北京駐劄林公使へ稟請したり今般道臺より別記丁號寫の如く日本酒及び煙草とも無稅通關の儀に附き總理衙門の訓令に接し海關に訓達せし旨回答あり

(甲號寫)

以書翰致啓上候陳者外國より貴國に輸入する酒及煙草の無稅たることは條約の明規する所に有之候に附きては我國も亦馬關平和條約第六條の旨趣に依り其條項に均霑し該品は無論無稅を以て輸入し得べき儀と存候處當港海關に於ては我邦人の輸入する日本酒に對し未だ其筋より何等通達なきを以て無稅通關せしめ難き旨主張致候趣に有之候右は甚だ其理を解せざる次第に候間速に海關へ御訓達の上酒及煙草とも無稅通關せしめられ候樣至急御取計相成度且つ本件に附きては先に天津駐在我領事より貴國當該官吏に知照の上無稅通關の儀巳に海關へ訓達相成居候次第も有之候に附き當港海關に對して閣下より何分の御訓達相成候樣致度此段及御照會候敬具
明治二十八年十一月十九日
在上海大日本帝國總領事 珍田捨己
大淸欽命監督江南海關分巡道黃閣下

(乙號寫)

大淸欽命二品銜監督江南海關分巡蘇松太兵備道黃、爲照復事、十月初三日、准
貴總領事來文、以外國酒及烟葉、均當免稅進口、請查照飭關、准免烟酒關稅等因、到道准此、查
貴國商人、報運日本烟酒進口、本道未奉飭知免稅明文、碍難照辦、除俟奉到
上憲飭知遵辦外、相應照復、爲此照復
貴總領事、請煩查照施行、須至照復者
右照復
大日本欽命駐劄上海兼鎮江寧波各口本國通商事務領事珍田
光緒二十一年十月初八
十四日)

(丙號寫)

貴暦十月初八日附の御照
輸入に係る日本酒及煙草
御達を奉ぜられざるを以
上憲より命達有之次第可
候原來本官より貴道へ對
る趣旨は貴道に於て上憲
びたる儀には無之貴國と
煙草を免稅品と定められ
馬關講和條約の明文に基
し得るは勿論の儀に附き
がため貴道に於て職權を
ること御照會に及びたる
文煌々毫も疑義あること
候通已に天津稅關に於て
儀に附き今更貴道に於て
要は有之間敷と存候得共
せらるゝの上より必要と
成速に其筋へ電報を以て
之樣致度此段再應申進候
明治二十八年十一月二
大日本
大淸欽命監督江南海關分

(丁號寫)

大淸欽命二品銜監督江
黃、爲照復事、十月初十
貴總領事來文、以日本烟
沾他國利益免稅、在
津海關、亦准該貨免稅
憲示等因、到道准此、當
月二十六日、奉
總理衙門電諭、內開日本
可照辦等因、除函致新關
照復、爲此照復
貴總領事、請煩查照施行
右照復
大日本欽命駐劄上海兼管
務領事珍田
光緒二十一年十一月初
十六日)

○元山通信

在元

●元山津の商況● 元來咸鏡道は
なれば産する所は大豆、牛皮、
て其當港より輸出するもの每
なし殊に昨年來の如き大豆の
發布より若しも居留地に到れ
て商人の入込むもの少く昨今
吉州間二十餘里の海岸一帶よ
たる小魚を漁し朝鮮全國の需
收穫頗る巨額に上るといふ彼
を漁せば蓋し僅少の利益にあ
●元山守備隊● 金澤後備第六聯
守備の任を帶びて駐在し居れ
劍を揃て歸去を歌ふものあり
●露兵の偵察● 露兵數騎、隊を
亦海灣に瞥見することも多し土
滿江を去る數里にして二箇所
るもの約二箇中隊なりといふ
府の有樣を異し淸兵吉林より
初冬京城の士官、往て偵察せ
兵營に送られ當時日本人某も
威迫に逢ひ遂に解散されしと
●韓人の意向● 本道官民共に正
ど京城事件を知るもの稀れに
髮令に至ては容易に行はれざ
地方は日本の風化に從ふも本
日本の名をだに知らざるもの